

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
槻の木高等学校	行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始後に使用料の調定を行っているものがあった。 <table><tr><th>使用目的</th><th>使用許可期間</th><th>許可数量</th><th>使用料</th><th>調定日</th></tr><tr><td>学校食堂営業 及び自動販売機設置</td><td>令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで</td><td>103.2㎡及び 自動販売機2台</td><td>364,600円 (令和6年度分)</td><td>令和6年 11月21日</td></tr></table>	使用目的	使用許可期間	許可数量	使用料	調定日	学校食堂営業 及び自動販売機設置	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	103.2㎡及び 自動販売機2台	364,600円 (令和6年度分)	令和6年 11月21日	検出事項について、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法】 (歳入の収入の方法) 第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。 【地方自治法施行令】 (歳入の調定及び納入の通知) 第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしてなければならない。 【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略) 【大阪府財務規則】 (歳入の調定) 第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定何書(様式第20号)を作成し、これを決定しなければならない。
使用目的	使用許可期間	許可数量	使用料	調定日								
学校食堂営業 及び自動販売機設置	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	103.2㎡及び 自動販売機2台	364,600円 (令和6年度分)	令和6年 11月21日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月22日）